

# 岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第32回本部員会議

日 時：令和元年6月23日（日）  
10時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 防疫措置の対応について

II 今後の対応について

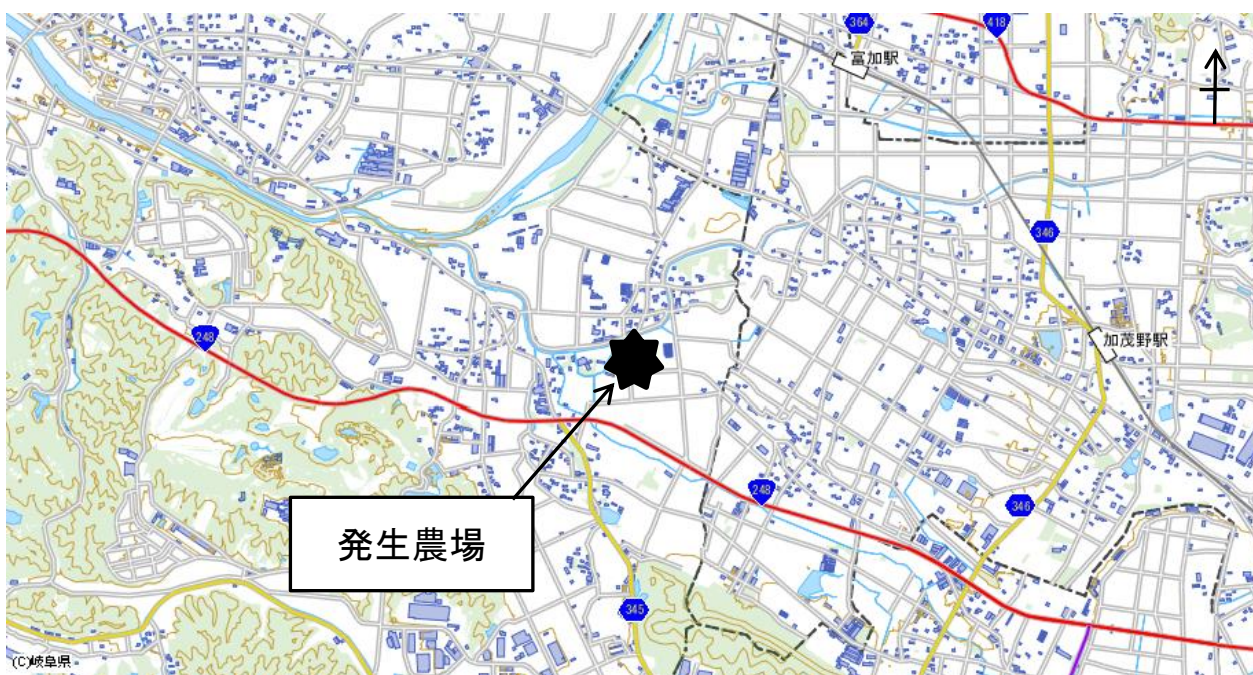
# I 防疫措置の対応について

## 1 農場の概要

(1) 農場名：非公表

(2) 飼養状況：1,199頭（親：145頭、子：1,054頭）

### <位置図>



<配置図>



## 2 これまでの経緯

3月15日（金） 国による飼養衛生管理基準の現地指導を実施

4月26日（金） 国による改善状況の現地確認を実施

5月20日（月） 県による改善完了の確認を実施

6月22日（土）

8：36 飼養者から中濃家畜保健衛生所へ、同一豚舎内（③豚舎）で  
子豚が6頭死亡との連絡あり

当該農家に移動自粛を要請

12：38～ 中濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施

死亡豚7頭（すべて③豚舎）、

同居豚2頭にチアノーゼあり、数頭に下痢

また、全体的に食欲低下及び元気消失

その他、数頭に結膜炎（④及び⑤豚舎）

13：12～ 移動制限区域内のと畜場（1か所）及び交差の恐れがあると  
畜場（1か所）への事前連絡

13：35 血液検体15頭、解剖検査用豚7頭を中央家保へ移送

21：40 発生農場とと畜場での交差の恐れがある農場（1農場）への  
事前連絡

22：25 採血15頭のPCR①検査結果 15頭陽性

6月23日（日）

1：25 採血15頭のPCR②検査結果 15頭陽性

4：30 解剖4頭のPCR①検査結果 4頭陽性

7：30 解剖4頭のPCR②検査結果 4頭陽性

8：00 国との協議を経て、疑似患畜と決定

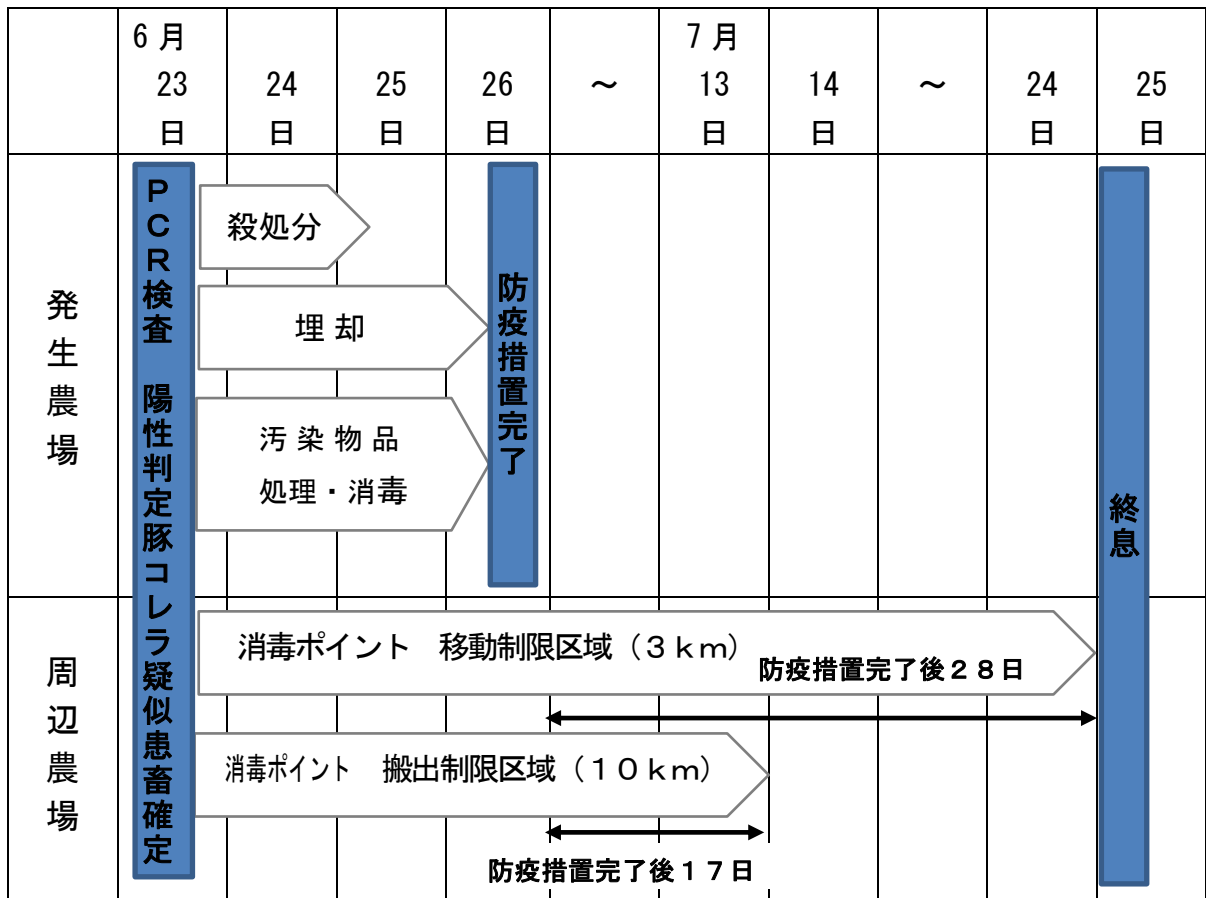
搬出制限区域内農場（3農場）へ搬出制限を実施

発生農場とと畜場での交差の恐れがある農場（1農場）に病  
原体を広げる恐れがある物品の移出を制限

移動制限区域内のと畜場（1か所）の事業を停止

### 3 防疫措置について

#### (1) スケジュール



#### (2) 防疫体制 (予定)

	獣医	県職員	市町村 職員	民間 業者	合計
殺処分、農場消毒	78	505	-	-	583
埋却作業	-	65	-	120 [建設業協会]	185
消毒ポイント	-	96	48	-	144
集合場所等	-	361	-	11	372
合計	78	1,027	48	131	1,284

### (3) 熱中症対策

#### ○熱中症対策責任者の配置

- ・総務班長のほかに、熱中症対策責任者（管理職）を配置し、活動場所を巡回。

#### ○医療従事者を配置

- ・休憩所に24時間体制で医療従事者（医師又は看護師）を配置し熱中症等に対応。

#### ○1日4交代制（1クール6時間）

- ① 11:00～17:00
- ② 17:00～23:00
- ③ 23:00～ 5:00
- ④ 5:00～11:00

※1クールは3班体制で実施 原則として1班当たり15分活動し、30分休憩

※熱中症指数計の暑さ指数（WBGT）が21℃（注意）以上、又は気温が30℃（真夏日）以上となる場合は、作業を中断。

#### ○次の資機材を配備

- ・水分等（水、お茶、ゼリー、塩飴等）を各所に十分量配置
- ・スポットクーラー 17台  
（集合場所5台、休憩所4台、農場内2台、埋却地2台、消毒ポイント4台）
- ・ミストファン 2台（休憩所）
- ・冷凍冷蔵庫 3台（休憩所2台、集合場所1台）
- ・クールベスト 140着
- ・冷感スプレー 2ケース

#### 4 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域（発生農場から半径 3 km 圏内） 1 と畜場
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径 10 km 圏内） 3 農場



移動制限区域内（0～3 km 範囲内）			
a	と畜場	—	関市

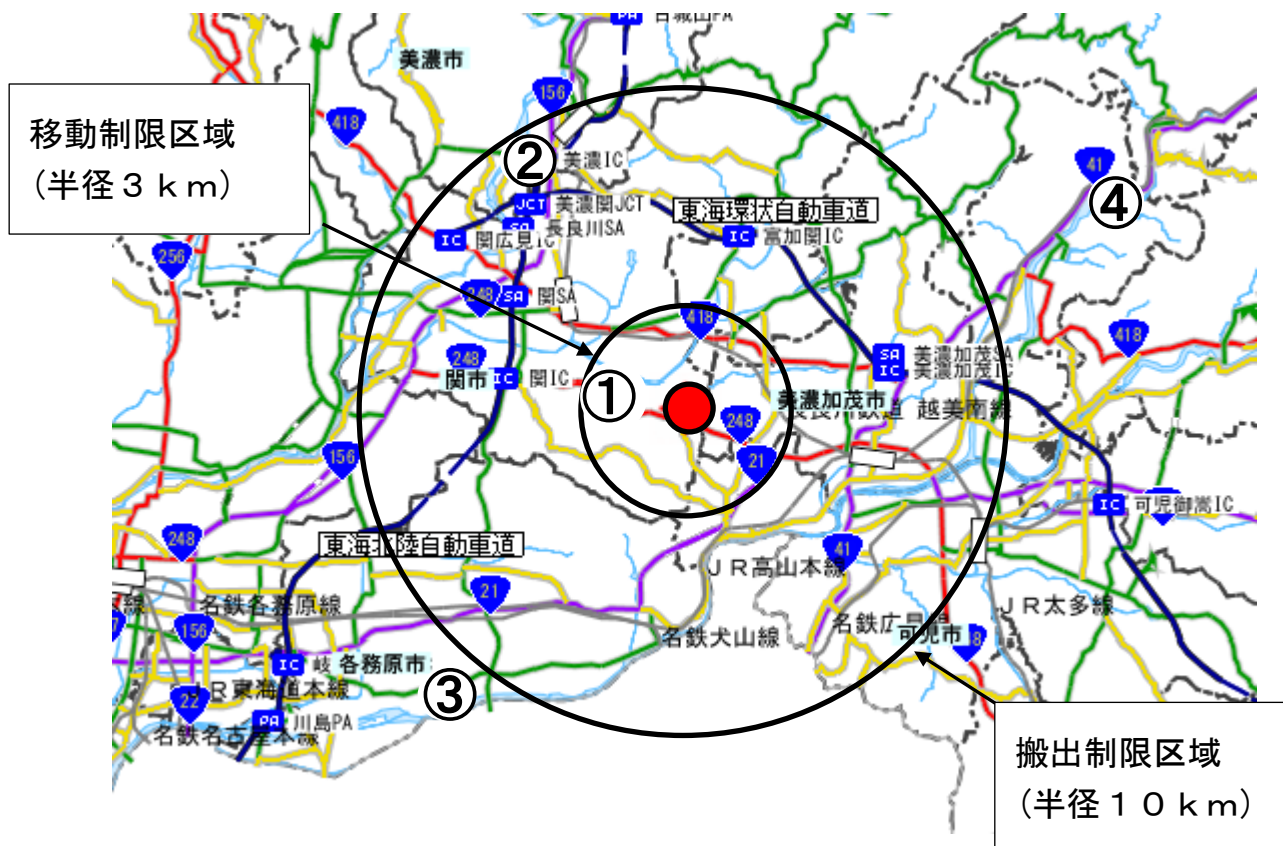
[6月22日現在]

搬出制限区域内（3～10 km 範囲内）			
A	A農場	イノシシ1頭	関市
B	B農場	ミニブタ1頭	関市
C	C農場	ミニブタ1頭	美濃市
計		3頭	

[6月22日現在]



## 5 消毒ポイントについて



	路線	場所	備考
①	国道 248 号	関市消防団田原分団拠点車庫	新規
②	県道 94 号	中濃総合庁舎	〃
③	県道 95 号	各務原浄化センター	〃
④	国道 41 号	ロックガーデンひちそう	〃



## II 今後の対応について

### 1 移動制限区域、搬出制限区域内の農場の制限について

#### (1) 移動制限区域内農場の制限

- ・区域内の農場なし

#### (2) 搬出制限区域内農場の制限

- ・搬出制限区域：3農場（A，B，C農場）

A，B，C農場：出荷なし

### 2 発生農場と交差の恐れがある農場（1農場）への対応について

- ・家畜伝染病予防法第32条に基づき、病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限
- ・1日2回の報告徴求
- ・立入検査の実施
- ・豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

### 3 県内と畜場における対応について

#### (1) 移動制限区域内と畜場（関市内）

- ・家畜伝染病予防法第33条に基づき、移動制限区域内のと畜場の事業を停止
- ・現在実施中の「と畜場を再開するためのバイオセキュリティー要件」を確認したうえで、と畜場の安全性が確認できれば、事業停止を解除し、再開

#### (2) 発生農場と交差の恐れがあると畜場（養老町内）

- ・バイオセキュリティー要件を確認したうえで、搬入・出荷を継続